

定例教育委員会

議

案

議案第15号

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部改正について

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部改正について、  
次のとおり承認を求める。

令和4年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱(平成25年坂井市教育委員会告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「8,000円」を「1万円」に改める。

第5条中「出場が決定した日から5日以内に」を「出場決定後速やかに」に改める。

第6条中「が終了した日から5日以内に」を「終了後速やかに」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱(平成25年坂井市教育委員会告示第19号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>（交付対象経費及び交付額）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 宿泊料は、1人当たり<u>1万円</u>を限度とする。ただし、教育委員会が認めるときは、実額に応じて交付することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（交付申請）</p> <p>第5条 交付対象者が在籍する学校長は、交付の対象となる大会への<u>出場決定後速やかに</u>、激励金交付申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（結果報告）</p> <p>第6条 交付対象者が在籍する学校長は、交付の対象となる大会<u>終了後速やかに</u>、大会出場結果報告書(様式第3号)に次に定める書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（交付対象経費及び交付額）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 宿泊料は、1人当たり<u>8,000円</u>を限度とする。ただし、教育委員会が認めるときは、実額に応じて交付することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（交付申請）</p> <p>第5条 交付対象者が在籍する学校長は、交付の対象となる大会への<u>出場が決定した日から5日以内に</u>、激励金交付申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（結果報告）</p> <p>第6条 交付対象者が在籍する学校長は、交付の対象となる大会が<u>終了した日から5日以内に</u>、大会出場結果報告書(様式第3号)に次に定める書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

議案第16号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和4年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司